

津波災害警戒区域の指定について

(事務局案)

- ・津波災害警戒区域は、浸水想定区域と同一の区域を指定する。

(前回の検討会での意見)

- ・津波災害警戒区域の指定範囲は、浸水想定区域から広げることも検討すべき。

【理由】

- ・府民にとって、浸水想定区域＝警戒区域とすることが分かりやすい。
- ・1 cm～30cm 程度の津波であっても、住民の生命及び身体に危害が生じるおそれがないとは言えず、警戒避難体制を構築する必要がある。
- ・浸水想定区域以外の区域を指定する場合、線引きや説明が困難である。
- ・浸水想定区域は、あくまでも想定であり、その区域を拡大し警戒区域とすると、不確実性が大きくなる。
- ・警戒区域の指定は宅地建物取引業法における重要事項説明の対象となるため、指定にあたっては客観的な根拠に基づくことが望ましい。

【市町の意見】

- ・警戒区域の指定範囲は、浸水想定区域と同一とすることが適当である。

【津波避難計画での対応】

津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（消防庁 ※資料 2 参照）によると、沿岸市町で策定する津波避難計画において、浸水想定区域よりも広い範囲で避難対象地域を指定することとされている。警戒区域は浸水想定区域と同一とし、社会福祉施設や学校、医療施設の立地等、地域の実情に応じて避難対象地域の範囲を検討する。

〈参考〉

- ・警戒区域指定で先行する 4 県（静岡県、和歌山県、徳島県、山口県）では、浸水想定区域＝警戒区域とされている。

(前回の検討会での意見)

- ・先行県における津波災害警戒区域の指定による効果や影響はどうか。

- ・津波ハザードマップの作成、津波避難訓練の実施、避難場所や避難路の整備、社会福祉施設、学校、病院などの避難促進施設の指定と避難確保計画の作成等が進められており、地域の津波避難対策が前進している。
- ・津波災害警戒区域の指定は宅地建物取引業法の重要事項説明となるため、住民への周知が進められ、住民が新築・移転する際に、より安全な地域を選択することが可能となった。
- ・災害対策に支障があったこと等は特に確認されていない。
- ・住民の反対意見等は特に確認されていない。